

福島市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号、以下「法」という。）第34条の8に規定する放課後児童健全育成事業の届出等について必要な事項を定める。

(事業開始の届出)

第2条 本市で放課後児童健全育成事業を行う者は、法第34条の8第2項に基づき、事業開始3箇月前までに放課後児童健全育成事業開始届（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 事業概要書
- (2) 放課後児童支援員一覧
- (3) 定款その他の基本約款
- (4) 運営規程
- (5) 事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地
- (6) 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
- (7) その他市長が必要と認める書類

(事業変更等の届出)

第3条 前条の開始届をした者は、当該届出の内容に変更が生じるときは、法第34条の8第3項に基づき、変更の日から1箇月以内に、放課後児童健全育成事業変更届（様式第2号）によりその旨を市長に届け出なければならない。ただし、市長が軽微な変更と認める場合はその限りではない。

2 前項の規定は、第4条により放課後児童健全育成事業の休止の届出をした者が、休止していた当該届出に係る事業を再開したときに準用する。

3 第1項の届出には、前条第2項に定める書類（変更のあった事項に係るものに限る。）を添付しなければならない。

(事業廃止等の届出)

第4条 第2条の開始届をした者は、当該届出に係る事業を廃止又は休止しようとするときは、法第34条の8第4項に基づき、廃止又は休止の6箇月前まで、放課後児童健全育成事業廃止（休止）届（様式第3号）によりその旨を市長に届け出なければならない。

また、廃止又は休止による影響を最小限に抑えるため、地域のニーズや登録児童の状況を十分に把握し、事業譲渡先の確保に努めなければならない。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年12月25日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

放課後児童健全育成事業開始届

年 月 日

福島市長

事業者

住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）

氏名（法人名及び代表者の氏名）

児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を開始するので、同法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の2第1項の規定に基づき届け出ます。

事業の内容	
経営者の氏名及び住所 （法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）	
職員の定数	職員数： 名（放課後児童支援員： 名、補助員： 名、 その他（事務職員等）： 名）
施設の名称	
施設の種類	
施設の所在地	
建物その他設備の 規模及び構造	専用区画： m ² [1人当たり： m ²] 合計： m ² その他： m ² 建物の構造： 造、建物の階数： 階建の 階
事業開始の予定年月日	

書類を添付	☐ 定款その他の基本約款 ☐ 運営規程 ☐ 主な職員の氏名及び経歴（名簿等を添付） ☐ 職務の内容（上記の名簿等に記載） ☐ 建物その他設備の図面（平面図等を添付） ☐ 収支予算書及び事業計画書（ただし、市町村長が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧できる場合は、添付不要。）
-------	---

様式第2号（第3条関係）

放課後児童健全育成事業変更届

年 月 日

福島市長

事業者

住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）

氏名（法人名及び代表者の氏名）

年 月 日に事業開始の届出を行った事業について、次のとおり変更したので、児童福祉法第34条の8第3項の規定に基づき届け出ます。

施 設 の 名 称		
施 設 の 所 在 地		
変 更 す る 事 項 (該当する事項 の番号に○)	1 事業の種類及び内容 2 経営者の氏名及び住所 3 定款その他の基本約款 4 運営規程 5 職員の定数及び職務内容 6 主な職員の氏名及び経歴	7 施設の名称 8 施設の種類 9 施設の所在地 10 建物その他の設備の規模及び 構造並びにその図面 11 事業開始の予定年月日 12 その他()
変 更 内 容 (「変更する事項」欄 において○をした番 号に応じて記載)	変 更 前	
	変 更 後	
事 業 変 更 年 月 日		

【備考】

変更する事項により、必要な書類を添付。

様式第3号（第4条関係）

放課後児童健全育成事業廃止（休止）届

年 月 日

福島市長

事業者
住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）

氏名（法人名及び代表者の氏名）

年 月 日に事業開始の届出を行った事業について、次のとおり廃止（休止）するので、児童福祉法第34条の8第4項及び児童福祉法施行規則第36条の32の3の規定に基づき届け出ます。

施設の名 称	
施設の所在地	
経営者の氏名及び住所	
事業廃止又は休止の 年月日	廃止年月日： 年 月 日 休止期間： 年 月 日 から 年 月 日まで
廃止又は休止の理由 （ 具 体 的 に ）	
現に便宜を受けている児 童 対 する 措 置 （ 具 体 的 に ）	